

# (案)

令和2年10月 日

長野市長 加藤 久雄 様

長野市環境審議会  
会長 大澤 幸造

「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の在り方について（答申）

令和2年7月15日付け、2環温第274号で諮問のありましたことについて、審議した結果、下記のとおり答申いたします。

## 記

### 1 答申に当たっての基本的な考え方

- (1) 野立ての太陽光発電設備の設置について、地すべり防止区域など周辺への影響が懸念される区域での設置や届出対象規模50kW未満の施設について事前説明がなされないことなど、ガイドラインで対応できないケースが増えるとともに、隣接住民の不安視する声も増えている状況にある。

このような状況に対応するため、早い段階から事業者と住民が、きめ細かなコミュニケーションを図る機会を設け、事業者が環境に配慮すべき事項を確認し、必要に応じ事業計画を見直す時間を確保することにより、地域環境と調和の図られた事業とする必要がある。

- (2) 地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため、再生可能エネルギーの有効活用として、太陽光発電設備の更なる導入を推進していく必要がある。
- (3) (1) 及び (2) について、実効性を担保させるために、条例化が必要である。

### 2 条例（案）骨子について

- (1) 条例（案）名称  
長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例
- (2) 条例（案）骨子  
別紙1のとおり

### 3 審議会での審議経過

別紙2のとおり